

## 九州工業大学産学官連携推進会要項

令和 2年 2月 12日  
学 長 伺 定  
改正 令和 2年 3月 9日  
令和 4年 7月 1日

### (目的)

第1条 この要項は、国立大学法人九州工業大学（以下「本学」という。）が、産業界、行政機関、金融機関等（以下「産学官」という。）と、多様な連携活動を通じて新しい価値の創造を行い、もって、地域社会の発展に寄与することを目的として設置する「産学官連携推進会（以下「本会」という。）」の組織及び運営について定めることを目的とする。

### (事業)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 産学官と本学のコミュニケーション・ネットワークの構築
- (2) 本学が有する研究等情報の発信
- (3) 産学官の人的交流及び情報交流並びに連携に関する事業
- (4) 技術相談並びに本学との共同研究及び受託研究等の推進
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

### (入会)

第3条 本会の会員は、次の3種類とする。

- (1) 法人会員 本会の目的に賛同して入会した法人
- (2) 個人会員 本会の目的に賛同して入会した個人
- (3) 特別会員 行政機関、研究機関、大学、本学と共同研究講座を実施する企業及びその他会長が適当と認めた者で、本会の目的に賛同して入会した法人

2 本会への入会を希望する者は、別に定める入会申込書を事務局に提出しなければならない。

### (会員特典)

第4条 本会が主催・企画する各種事業等に会員種別に応じて参加することができる。

- 2 本会が発信する産学官連携等に関する情報を無料で受取ることができる。
- 3 事務局を通じて、他の会員に産学官連携等に関する情報を発信することができる。
- 4 GYM LABO会員になることができる。

### (活動経費)

第5条 本会の活動経費は、会員からの年会費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

### (会費)

第6条 会員は、次項に定める年会費を納めなければならない。

2 本会会員の年会費は、一口以上とし、以下のとおりとする。ただし、特別会員については会費を免除することができる。

- (1) 法人会員 1口年額5万円
- (2) 個人会員 1口年額1万円

3 既納の会費は退会、その他の理由によって返還しない。

4 第10条に定める会計年度の途中で入会した場合であっても、本条第2項に定める年会費の月割はしないものとする。

### (退会)

第7条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出により、本会を退会したとき。
- (2) 法人会員である場合、当該法人が解散したとき。
- (3) 年会費を定められた期日までに納入しないとき。
- (4) その他本会が会員として不相当と判断したとき。

(本会の役員)

第8条 本会の役員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 会長 1人
  - (2) 副会長 1人
  - (3) 産学イノベーションセンターのマネージャーの中から会長が指名した者
- 2 会長は、先端研究・社会連携本部長をもって充て、副会長は産学イノベーションセンター長をもって充てる。
- 3 会長は、本会を代表し、その業務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、本学産学イノベーションセンター内に置くものとし、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 第2条に規定する各事業の推進
  - (2) その他会長から要請を受けた事項
- 2 その他事務局の活動に関し、必要な事項は別に定める。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は先端研究・社会連携本部会議においてこれを定め、会員に報告する。

附 則

この要項は、令和2年2月12日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月 1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年7月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。